

## 令和6年度 新潟市指定障がい福祉サービス事業者等指導・監査基本方針及び重点事項

### 1. 基本方針

障がい者（児）が安心して障がい福祉サービス等を利用することができるよう、「新潟市指定障がい福祉サービス事業者等指導実施要綱」、「新潟市指定障がい福祉サービス事業者等監査実施要綱」に基づき、事業者に対する指導監督を実施し、サービス等の質の確保及び自立支援給付等の支給の適正化を図っていく。

### 2. 重点事項

障がい福祉サービス事業者の育成・支援を目的として、重点事項を定め指導を実施する。

#### (1) 適切な利用者サービスの確保

ア 障がい者（児）虐待や身体拘束についての認識を十分に持ち、防止や廃止に向けた取り組みがなされているか。また、虐待事案があった場合に、市への通報が適切に行われているか。

イ アセスメントに基づく利用者本位の個別支援計画が適正な手順に基づき作成されているか。

ウ 介護給付費等の法定代理受領に係る通知、サービス提供記録の充実、苦情解決体制の整備等により事業運営の透明性が確保されているか。

エ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画が作成され、それを職員に周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しているか。

オ 利用者へのサービス提供において、事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に報告するとともに、必要な措置を講じているか。

#### (2) 適正な事業運営及び報酬請求

ア 各種加算等について、給付費算定に関する告示等を適切に理解した上で、算定に必要な根拠資料の整備等必要な体制が確保され、適正に請求されているか。

イ 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の員数、資格を満たしているか。

ウ 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられているか。

エ 加算単価の新規創設及び見直しに係る算定要件に適合しているか。

### 3. 指導

#### (1) 集団指導

指定事務の制度説明、障害者総合支援法等の趣旨・目的の周知、適正な給付費請求事務指導など、制度管理の適正化を図るため、講習会形式で行う。なお、事業者の利便性及び受講率の向上を図るため、新潟市ホームページへの資料掲載や動画配信などのオンライン形式で行う。

#### (2) 運営指導

自己点検表の主眼事項等に基づき、事業所において、関係書類及び関係者のヒアリングを基に、原則、実地にて指導を行う。

#### 4. 運営指導対象事業所の実施基準等

##### (1) 運営指導優先順位

対象事業所の選定に当たっては、次の優先順位を勘案する。ただし、選定された事業所に併設する事業所は次の優先順位に関わらず同時実施する。

##### 第1順位 懸案事業所

過去の指導結果、苦情・通報、障がい福祉課からの情報提供、その他各種情報等が寄せられた事業所で下記事項などが把握されたもの

- ・リスク管理が不十分  
事故・苦情が多い、同種の事故等多発、対応及び事後処理が不十分
- ・人員体制が不十分  
恒常的な人員不足、人員基準欠如減算の適用
- ・管理運営体制が不十分  
研修実施不足、管理者の意識が低い
- ・指摘事項に対する改善状況が不十分
- ・虐待防止及び身体拘束廃止への取り組みが不十分
- ・その他、福祉監査課や障がい福祉課が必要と認めた事業所

第2順位 指導未実施事業所のうち、新規事業所、集団指導未受講の事業所

第3順位 指導未実施事業所のうち、第2順位以外の事業所

第4順位 前回指導時からの経過期間が長い事業所

##### (2) 運営指導頻度

指定障がい福祉サービス事業所の運営指導については、概ね3年に1度実施する。ただし、必要があると認める場合はこの限りでない。

#### 5. 監査

##### (1) 苦情・通報等による監査

ア 苦情・通報の内容が「悪質な運営基準違反が疑われるもの」、「不正請求が疑われるもの」などに該当する場合は、監査を機動的に実施する。

イ 監査は介護保険施設等にかかる通報・告発苦情等への対応方針（標準的対応）を参考に、機動的に対応・処理する。

ウ 苦情・通報等であっても、軽微なもの、曖昧なものについては、運営指導で対応する。